

公益財団法人 循環器病研究振興財団
厚生労働科学研究推進事業 給与等規程

リサーチ・レジデント及び研究支援者の給与支給基準

1. 非常勤職員手当

(単位:円)

対 象 期 間	単 価	適 要
一箇月当たり	Aランク 345,000	博士の学位を取得後、国内外の研究機関で実績を積み、かつ、欧文誌等での主著が数件ある研究者、又はこれと同等の研究能力を有する者
	Bランク 298,000	博士の学位を取得後5年以上にわたり研究に従事した者、又はこれと同等の研究能力を有する者
	Cランク 266,000	博士の学位を取得又はこれと同等の研究能力を有する者
	Dランク 213,000	修士の学位を取得又はこれと同等の研究能力を有する者
	Eランク 195,000	学士の学位を有する者又はこれと同等の研究能力を有する者

2. 社会保険料

社会保険および労働保険に加入

3. 通勤手当の支給額等

通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする研究者、自動車等を使用することを常例とする研究者及びこれらを併用することを常例とする研究者に支給される手当とする。

(1) 交通機関の利用者

運賃等相当額。ただし、運賃等相当額が1箇月につき55,000円を超える場合は、1箇月につき55,000円とする。

(2) 自動車等の使用者

使用距離に応じ次表に掲げる額

(単位:円)

使 用 距 離 (片道)						
5km 未満	5km 以上 10km 未満	10km 以上 15km 未満	15km 以上 20km 未満	20km 以上 25km 未満	25km 以上 30km 未満	30km 以上 35km 未満
2,000	4,100	6,500	8,900	11,300	13,700	16,100

使 用 距 離 (片道)					
35km 以上 40km 未満	40km 以上 45km 未満	45km 以上 50km 未満	50km 以上 55km 未満	55km 以上 60km 未満	60km 以上
18,500	20,900	21,800	22,700	23,600	24,500

4. 住居手当の支給額等

居住するための住宅を借り受け、一定額(12,000円)を超える家賃若しくは間代を支払って

いる研究者に支給する手当とする。

(1) 研究者が居住する借家・借間に対する支給額

- 1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている研究者
家賃額－12,000円(100円未満切捨)
- 2) 月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃を支払っている研究者
(家賃額－23,000円)×1/2+11,000円(100円未満切捨)
- 3) 月額55,000円以上の家賃を支払っている研究者
27,000円

(2) 配偶者等の居住する借家・借間に対する支給額

単身赴任の研究者で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている研究者の場合「(1) 研究者が居住する借家・借間に対する支給額」により算出される額の2分の1の額(100円未満切捨)とする。

5. 扶養手当の支給額等

扶養親族のある研究者に支給される手当とする。

(1) 扶養親族の要件

次に掲げる者で、他に生計の途が無く、主として研究者の扶養を受けている者。なお、配偶者以外の扶養親族は重度心身障害者を除き、血族又は法定血族に限る。

- 1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- 2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- 3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- 4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 5) 重度心身障害者

ただし、次の者は扶養親族とすることができない。

- ① 研究者の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- ② 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(2) 支給額

- 1) 上記1(1)の配偶者 : 月額13,000円
- 2) 上記1(2)から(5)の扶養親族 : 月額6,500円
ただし、研究者に配偶者がいない場合の支給額については、
そのうち一人につき : 月額11,000円
- 3) 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合の支給額は、(2)2)の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を(2)2)の規定による額に加算した額とする。

6. 地域手当の支給額等

当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して下記に定める地域に在勤する研究者に支給される手当とする。

- (1) 地域手当の月額は、非常勤職員手当及び扶養手当の月額の合計額に、次に定める支給地域別支給割合を乗じ得た額とする。

(2) 支給地域別支給割合

支 給 割 合	支 給 地 域 等
百分の十八	東京都のうち 特別区
百分の十五	茨城県のうち 取手市 埼玉県のうち 和光市 千葉県のうち 成田市 印西市 東京都のうち 武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 清瀬市 多摩市 稲城市 西東京市 神奈川県のうち 鎌倉市 厚木市 大阪府のうち 大阪市 守口市 門真市 兵庫県のうち 芦屋市
百分の十二	茨城県のうち つくば市 埼玉県のうち さいたま市 志木市 千葉県のうち 船橋市 浦安市 袖ヶ浦市 東京都のうち 八王子市 立川市 府中市 昭島市 調布市 小平市 日野市 神奈川県のうち 横浜市 川崎市 海老名市 愛知県のうち 名古屋市 刈谷市 豊田市 大阪府のうち 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 高石市 兵庫県のうち 西宮市 宝塚市 奈良県のうち 天理市
百分の十	茨城県のうち 水戸市 土浦市 守谷市 埼玉県のうち 鶴ヶ島市 千葉県のうち 千葉市 市川市 松戸市 富津市 四街道市 東京都のうち 三鷹市 青梅市 東村山市 あきる野市 神奈川県のうち 藤沢市 茅ヶ崎市 相模原市 大和市 愛知県のうち 豊明市 三重県のうち 鈴鹿市 滋賀県のうち 大津市 草津市 京都府のうち 京都市 大阪府のうち 豊中市 池田市 枚方市 茨木市 八尾市 兵庫県のうち 神戸市 尼崎市 奈良県のうち 奈良市 大和郡山市 広島県のうち 広島市 福岡県のうち 福岡市
百分の六	宮城県のうち 仙台市 茨城県のうち 日立市 古河市 牛久市 ひたちなか市 栃木県のうち 宇都宮市 埼玉県のうち 川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 東松山市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 三郷市

	千葉県のうち 神奈川県のうち 山梨県のうち 静岡県のうち 愛知県のうち 三重県のうち 滋賀県のうち 京都府のうち 大阪府のうち 兵庫県のうち 奈良県のうち	茂原市 佐倉市 柏市 市原市 白井市 平塚市 秦野市 甲府市 静岡市 沼津市 御殿場市 瀬戸市 碧南市 西尾市 大府市 知多市 津市 四日市市 守山市 栗東市 宇治市 亀岡市 京田辺市 河内長野市 和泉市 羽曳野市 藤井寺市 伊丹市 三田市 大和高田市 橿原市
百分の三	北海道のうち 宮城県のうち 茨城県のうち 栃木県のうち 群馬県のうち 埼玉県のうち 千葉県のうち 東京都のうち 神奈川県のうち 富山県のうち 石川県のうち 福井県のうち 長野県のうち 岐阜県のうち 静岡県のうち 愛知県のうち 三重県のうち 滋賀県のうち 京都府のうち 大阪府のうち 兵庫県のうち 奈良県のうち	札幌市 名取市 多賀城市 龍ヶ崎市 筑西市 鹿沼市 小山市 大田原市 前橋市 高崎市 太田市 熊谷市 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 坂戸市 比企郡鳩山町 北埼玉郡北川辺町 北葛飾郡栗橋町 北葛飾郡杉戸町 野田市 東金市 流山市 八街市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町 武蔵村山市 小田原市 三浦市 富山市 金沢市 福井市 長野市 松本市 諏訪市 岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市 浜松市 三島市 富士宮市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 袋井市 豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 東海市 知立市 愛西市 弥富市 西春日井郡豊山町 西加茂郡三好町 桑名市 名張市 伊賀市 彦根市 長浜市 向日市 相良群木津市 柏原市 泉南市 四条畷市 交野市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 南河内郡太子町 姫路市 明石市 加古川市 三木市 桜井市 香芝市 宇陀市 生駒郡斑鳩町 北葛城郡

	王寺町
和歌山県のうち	和歌山市 橋本市
岡山県のうち	岡山市
広島県のうち	廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町
山口県のうち	周南市
香川県のうち	高松市
福岡県のうち	筑紫野市 春日市 太宰府市 前原市 福津市 糟屋郡宇美町 糟屋郡粕屋町

※この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市、町または特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更またはそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

7. 月途中の採用者及び退職者に対する給与額について

月の途中で新たに採用となった者及び退職した者に対する給与は、1箇月当たりの総支給額を当該月の土曜日、日曜日を除いた日数で除し、これに勤務した日数を乗じた額とする（1円未満四捨五入）。

賃金

集計・転記・資料整理作業員等の日々雇用する単純労働に服する者の賃金

8,300円（1日当たり〈8時間〉）

※1日において8時間満たない時間又は8時間を超えた時間で賃金を支出する場合は、1時間あたり1030円で計算するものとする。

国内旅費

旅費の支給額は15万円を限度とする。ただし、雇用期間が7箇月未満の場合は10万円とする。国内の出張のみを対象とし、国家公務員の旅費に関する法律に準じて算出した額を支給する。

- 1 この規程は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 この規程の一部改正は、平成27年4月1日から適用する。